議案第48号

佐野市行政財産使用料条例の改正について 佐野市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように定めます。 令和元年6月7日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

佐野市行政財産使用料条例(平成17年佐野市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第6条第1項」を「第9条第3項」に改める。

別記算式備考第2項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は公布の日から施行する。

理由

工業標準化法及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市行政財産使用料条例の改正案 新旧対照表

現 行

改 正 案

第4条 屋根その他の行政財産の一部(以下「屋根等」という。)を太陽光発電事業者(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー法」という。)第6条第1項の規定による認定(太陽光に係るものに限る。)を受けた者をいう。)に太陽光発電設備(太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。以下同じ。)の設置を目的として使用させる場合の使用料は、年額によるものとし、その額は、第2条の規定にかかわらず、別記算式により算出した額とする。ただし、使用期間が1年に満たないものについては、使用料の年額をその年度の日数で除して得た額に当該使用許可日数を乗じて得た額とする。

2 (略)

別記算式 (第4条関係)

(算式略)

備考

- 1 (略)
- 2 太陽電池容量の合計は、使用者が屋根等に設置する太陽光発電設備に係る太陽電池容量 (工業標準化法 (昭和24年法律第185号) に基づく日本工業規格 C8952に規定する太陽電池容量をいう。) の合計をキロワットで表した数値とする。
- 3 (略)

第4条 屋根その他の行政財産の一部(以下「屋根等」という。)を太陽光発電事業者(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー法」という。)第9条第3項の規定による認定(太陽光に係るものに限る。)を受けた者をいう。)に太陽光発電設備(太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。以下同じ。)の設置を目的として使用させる場合の使用料は、年額によるものとし、その額は、第2条の規定にかかわらず、別記算式により算出した額とする。ただし、使用期間が1年に満たないものについては、使用料の年額をその年度の日数で除して得た額に当該使用許可日数を乗じて得た額とする。

2 (略)

別記算式 (第4条関係)

(算式略)

備考

- 1 (略)
- 2 太陽電池容量の合計は、使用者が屋根等に設置する太陽光発電設備に係る太陽電池容量(<u>産業標準化法</u>(昭和24年法律第185号)に基づく<u>日本産業規格</u>C8952に規定する太陽電池容量をいう。)の合計をキロワットで表した数値とする。
- 3 (略)